

正 本

平成 26 年 (ワ) 第 29256 号損害賠償請求事件

原 告 阿部宣男

被 告 松崎参

準 備 書 面 (6)

平成 2 8 年 3 月 1 日

東京地方裁判所民事第 37 部合 A 係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小 川 隆太郎



同 小田川 綾 音



同 高 井 信 也



同 中 島 広 勝



同 永 里 桂 太 郎



同 細 川 潔



同 本 田 麻 奈 弥



同 山 下 優 子



同 渡 邊 彰 悟



第1 ナノ銀にかかる表現行為の真実性の対象について

1 原告の主張する真実性の対象について

原告としては、被告が主張立証すべき対象につき、原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射線量の低減が確認されなかったことが真実性の対象であると主張するものであるので、その点を確認的に主張する。

すなわち、真実性の証明の対象については、原告の主張するもののほか、ナノ銀による放射線量の低減効果について科学的に解明されていないこと又は原告以外の第三者が実施する実験においても一般的にナノ銀による放射線量の低減効果が認められていないこと等があり得るところではあるが、原告が主張する真実性というのはこれらではないことを明確にする。

原告は、これまで繰り返しナノ純銀による放射線量の低減実験を行い検証し報告を重ねてきたのであり、その実践の一部として甲14「ナノ純銀担持コラーゲン溶液放射能軽減効果試験」(試験場所:福島県郡山建設協会内会議室)、甲15「ナノ純銀担持濾材放射能軽減効果試験」(試験場所:千葉県柏市南部クリーンセンター)、甲18「大熊町訪問報告書」の中の「4 ②」「ナノ純銀による除染テスト」

(この報告には、岩崎信氏による説明資料が添付され、そこに「【Ⅱ】別添資料」があつてナノ純銀による低減実験の結果が説明されている)、甲19「ナノスケール純銀担持体の放射性セシウム減弱効果の検証測定」、甲20の2「4-5 nm粒径銀粒子による土壌中セシウム放射線低減減少」、甲21の2「4-5 nm銀粒子の土壌中の ^{134}Cs と ^{137}Cs および加理肥料中の ^{40}K 放射能低減効果」等で、ナノ純銀による放射線量低減効果を実証した結果について報告をしてきたことを明らかにした。原告にとってはまさにナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線量低減効果が明らかになっていることそのものが真実である。被告が、これら実験結果そのものを虚偽だと証明できない限り、真実性の証明とはならないというのが原告の主張である。

2 各表現行為について

それを前提に、原告が名誉毀損行為であると主張する被告の発言について、以下の通り整理する。

まず、被告は、Twitter、Facebook 及びブログにおいて、原告の氏名も併記するなどして発言の対象が原告であると特定した上で、原告に関連して、「ナノ銀なるもので『放射線をなくす』というインチキ実験。(中略) 多くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。」(A⑭)、「大熊町の人をダマした元職員」(A⑰)、「高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいたら線量が下がったなどというウソをふりまくのはやめてほしい。」(A⑳)、「バカげたインチキを信じて拵げようとする行為は『犯罪的』です。」(A㉑)、「放射能が消せるクスリがあつたらいいと思いませんか?... 「ある」という人がいたら、無知かペテン師です。」(A㉒)、「板橋区ホテル館の阿部宣男・元職員の根拠のないウソ話に日本大学工学部長までだまされていたようです。闇は深い。」(A㉓) 等と述べ、原告の社会的評価を低下させた。すなわち、被告は、これらの表現行為により、一般の読者に対し、原告があたかも、自分自身が公表している内容が事実に基づかない虚偽であることを認識しながら、世間を騙すため、ナノ銀には放射線量の低減効果があるという研究発表を行っているかのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させたものである。

また、被告は、Twitter、Facebook 及びブログにおいて、原告の研究内容であることが分かる文脈の中で、原告の研究内容について、「インチキまがいのこと」(A①)、「インチキ」(A②、A③、A⑤、A⑥、A⑮、A⑰、A㉑、A㉒)、「ニセ科学」(A⑦、A⑲、A㉑、A㉒、A㉓、A㉔)、「インチキ除染」(A⑧、A㉕)、「インチキ技術」(A⑨)、「インチキ研究」(A⑩、A⑰)、「阿部宣男館長については、(中略) 除染研究のでっち上げ疑惑。」(A⑪)、「トンデモ」(A⑫、A⑬)、「インチキ実験」(A⑭、A⑮)、「トンでもないインチキ」(A⑱)、「トンデモ科学」(A㉒)、「ナノ銀除染のウソは本当にひどい」(A㉓)、「幼稚な虚言」(A㉔)、「デタラメなたわ言」(A

⑳)、「デタラメ」(A㉔)「インチキ科学」(A㉕、A㉖)、「根拠のないウソ話」(A㉗)

「非科学的な妄想に基づく『実験』『研究』」(A㉘)等と言及した。これらの発言は、一般的にナノ銀による放射線量の低減効果が認められる段階にまでは至っていないことをもって原告を批判するというよりは、むしろ、一般の読者に対し、原告が自分自身の研究及び実験の結果について、これらの内容には実際には何らの放射線量の低減効果が確認されていないにもかかわらず、あえて虚偽の研究発表を行っているかのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させるものである。

さらに、被告は、Twitterにおいて第三者の「阿部宣男氏とそのお仲間の『研究は』なるものを読んで頭を抱えましたわ。『ナノ純銀中止で常温核融合が...』という辺りになるとカルト臭がプンプンしてきたし、信奉者の教義とグルへの護教具合(ママ)も読み取れ、嫌々な気分が満腹になりました。…」(A㉙)との発言を拡散し、また、Facebookにおいて「残念ながら『信者』以外は誰も確認していません。」(A㉚)等と発言した。被告は、これらの表現行為により、一般の読者に対し、原告の研究について、実際には何らの根拠もない虚偽ものであるにもかかわらず、盲目的かつ狂信的に崇拝される宗教かのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させた。

以上のとおり、被告は、これらの表現内容により、原告による実験結果自体によってもナノ銀による放射線量の低減効果が確認できていないにもかかわらず、研究発表を行ったかのような発言を繰り返し、原告の社会的評価を低下させたものである。

3 被告の主張について

被告の主張を検討すると、乙第18号証を引用することにより、原告の関わった実験にかかわらず、一般的にナノ銀による放射線量低減効果が存在することを真実性の立証の対象としているようにも思われる。

しかしながら、第2において後述するように、乙第18号証にある実験の過程

には、多くの問題点があることから、これをもってナノ銀による放射線量低減効果がないことを立証することができるものではない。

4 原告の主張する真実性について

原告が様々な機会に公共団体等と協力しながら実証実験を積み重ね、ナノ銀による放射線量の低減効果を客観的に確認し、さらに各研究会において当該効果を発表してきたことは、訴状で主張したとおりであり、その詳細は上記1の中で述べたとおりである(訴状 第2・3(8頁以下)、第3・3(2)(15頁以下))。

第2 乙18の原子力研究開発機構からの報告への反論

1 原告と原子力研究開発機構とのやりとりの経過

まず、はじめに、原告と原子力研究開発機構(以下単に「原研」という)との間の平成23年から平成24年にかけてのやりとりについて事実経過を示しておく。

(1) 原告から原研へのメール

平成23年10月下旬から11月上旬ころ、原告は大震災後に積み重ねてきたナノ純銀による放射性物質低減効果の検証結果を踏まえて、メールで原研にその趣旨を伝えるとともに、その結果について原研に検証をしてほしいという趣旨を伝えた。

(2) 平成23年11月10日のやりとり

同日の(この日であるかどうかについて原告は確定的な記録を持っていないが)原研とのやりとりは、電話を通じてのものであった。

電話で、原研側から上記メールの趣旨を確認され、これまでの低減効果の有効性を示すデータがあるかどうかということであったので、原告はもちろんあると

答え、そのデータをみたいということを言われたため、原告はデータをメールで送信した（甲 52）。

(3) 平成 24 年 1 月の動き

この頃、すでにナノ純銀の低減効果をなんとか広く生かしたいと考えていた原告は、板橋区の理解も得て、政治家と接触したりしながら、低減効果の説明に尽力していた。

1 月 24 日に原告は板橋区資源環境部環境課の係長の川平氏とともに、当時の文部科学副大臣の森ゆうこ氏と面談した（甲 42「業務報告書」）。その際、原告が原研に接触をしたがその後なんの連絡もないことを伝えたところ、森副大臣がプッシュしてくれて、1 月 31 日に原研と実際に会うことになった。

原告は 1 月 31 日に、既に送信してあったデータ以外に、平成 23 年 12 月 10 日福島県郡山市のエムポリウム保育園で実施した実証実験の結果についてのデータを渡している（甲 43）。

その日対応した原研のメンバーは白鳥芳武（以下「白鳥」という）と岸田輝雄（以下「岸田」という）であった（甲 44 名刺）。

これまで、原告から渡しているデータを検証するために、原研が試験を実施することになった。

(4) 平成 24 年 3 月の第 1 回目の試験

原研が第 1 回目の試験とする試験が実施された。

この第 1 回目の試験について、原告のもとには本書添付のエクセルデータ（甲 45）のみが原告にメールによって送付報告された。つまり乙 18 の第 1 回試験に関係する文書のうち、10 枚目の数値の表以外は原告に届いていなかったのである。その存在すらも原告は知らなかったし、原告に開示されなかった理由についても原告は何も聞いていない。

(5) 平成 24 年 4 月

原研の報告を確認し、原研の行った第 1 回目の試験に重大な問題があったため、平成 24 年 4 月 24 日に原告と東北工業大学の岩崎信氏（岩崎氏は以前は東北大学で核計測学の専門）らとともに東京都市大学を訪問し、第 1 回試験の問題点を指摘した。その場には、岡田准教授とともに、原研の串田氏が在席した。なお、原告が岩崎信氏と知り合ったのは、ちょうどこの時期であった。

岩崎氏らが指摘した基本的な問題は、ナノ純銀を添付あるいは混合する以前の対象物の放射線量についての初期値を計測していないという点であった。このナノ純銀と接触する前の値が計測されていなければ、その後にナノ純銀を添付あるいは混合した時に低減しているかどうかの判断を正確にすることはできないと岩崎氏は指摘した。なお、この際に、原告からも岩崎氏からも検体におけるゼオライト混合という問題点を特段に指摘してはいなかった。

そして、再度の試験の実施を依頼した。当然、原告側としては再試験において初期値が測られることを前提に依頼をしていたことは言うまでもない。

(6) 平成 24 年 5 月の第 2 回目の試験

前回の書面で第 2 回目の試験について原告は知らないと認否したが、かかる認否は撤回する。

原告には第 2 回目の試験の報告書は一切届いておらず、その結果については知らされていなかったというのが正確であって、前回の認否は正確な記憶に基づかないものであった。今般後述するように第 2 回目の試験に向けたメールのやり取りとともに、第 2 回試験に関する追加試験条件の文書が原告にもメールで届いていたことが岩崎氏を通じて確認できたので（原告はその頃のメールについては、パソコンが壊れてしまったため情報として喪失している—甲 46）、原研との間のメールのやり取りも甲号証として提出する（同）。

(7) 第2回目試験以後の状況について

第2回目の試験には原告は立ち会っていないので、その試験の内容をみてはいない。

そして実際試験が行われた後、原告には何の報告もなく、文書も一切届いていない。平成24年6月1日付けの「ナノ銀利用除染資材による放射能低減効果について（追加試験）」と題する書面も、「ナノ銀利用除染資材による測定について（追加試験条件）」と題する書面も、さらには「ナノ銀利用除染資材による測定-2」の検査結果の表も、原告は今回の裁判で初めて見たのである。

2 原研試験の測定方法等の問題点

(1) 1回目及び2回目に共通する問題点—初期値の測定の不存在

本件で行われるような試験の場合、通常採用している検証測定方法は、まずは各試料の初期状態、すなわち何も施していない状態でそれぞれの線量値を測定し、そのあと、試料にナノ純銀担持体（必要なら対照試料を用意し、非ナノ純銀担持体）を施し、その後の各試料の線量変化を測定していくものでなければならない。

原研による第1回試験・第2回試験とも各試料の初期値（ナノ純銀を添付ないし混合する前の段階の線量値）が測られていない。

実際の経過をみても、第1回目は、以下のような経過をたどっている。

「(1) 前処理の実施（場所：ホテル館 3月15日（木）9:30-10:00）

（中略）

(2) 測定資料の移送（場所：ホテル館 ⇒ 東京都市大学（世田 谷）

(3) 測定の実施 （中略）

1回目の測定実施（6試料）〔3月15日（木）18:30からの予定〕

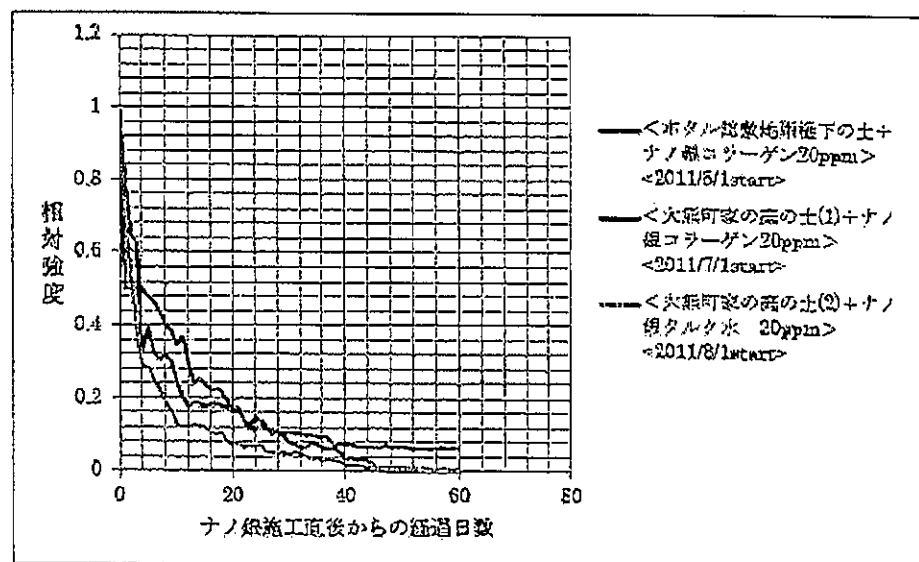
（乙18・8枚目）

つまり、午前9時30分から10時までの間になされたナノ銀の添付或いは混合の前処理から第1回目の測定となされる同日18時30分まで8時間以上が経過している。この時間帯で、どれほどの数値の動きがあったのか全く不明である。

第2回目の計測においても、この初期値はまったく計測されていないことは、乙18から認識しうるところである。

(2) 初期値測定の意味

これまでも、ナノ純銀を添加した後の数値の計測はさまざまな形で行われてきたが、実際に添加してすぐにナノ純銀の効果とみられる数値の減少現象がみられていたのであって（そのようなものを示すものとして甲18の【II】別添資料4頁の附図4を下記に示す）、本件の場合でも同様の変化があったことを否定することはできない。だからこそ、第1回試験後に原告及び岩崎氏は初期値に関する指摘をしたのである。



附図4 2011年度のホテル館での三河染土壌銀量のナノ銀施工による低減実験の測定結果。

初期値の測定を前提にしないままに、原研が一定の結論を出そうとしていること自体、その除染効果について真摯に検討をしようとしなかった原研の姿勢を示している。ましてや、2度目の試験は岩崎氏から初期値に関する指摘を受けて追加的に施行したものであって、そのときですら初期値を測定していないことにも端的に表れている。

(3) 測定器等の明記がないこと

また、原研の測定の問題点としては、使用された機器の型番が記載されておらず、測定項目や測定精度について明確な仕様が分からない点を挙げるができる。

測定機器を明確に書かないのは実験レポートとしての信憑性に疑念を抱かせるものである。

さらに測定時の写真が載っていないのも、どのような状態で測定したかがわからず、これまた信頼性を削いでいる。

3 第2回目試験のA土壌の結果分析からみた問題点

2回目のA土壌の試験結果については、下記のような数値となっている。若干原告サイドで加工して、その測定結果について以下のような表を掲示する。

表1 A土壌の計測データと1回目基準の相対強度計算値.

	1回目測定	2回目測定	3回目測定	4回目測定	5回目測定
測定時間 [sec]	600	619	619	620	1800
Cs-134	29193	28458.4 (27584.9)	28408.1 (27536.1)	29902.8 (28938.1)	85376.8 (28458.9)

Cs-137	39349	38400.6 (37221.9)	38405.7 (37226.8)	40209.7 (38912.6)	115914.8 (38638.2)
合計	68542	66859	66813.8	70112.5	201291.6
Cs-134	1.000	0.945	0.943	0.991	0.975
Cs-137	1.000	0.946	0.946	0.989	0.982
合計	1.000	0.946	0.945	0.990	0.979

* 2回目以降についての下段の括弧の中の数値は1回目の測定と同様に、600秒に置き換えて計算したものである。

表1を見て、まず気が付くことは、2回目の測定でCs-134とCs-137の両成分ともに、1.0から0.945と0.946と比較的大きな比率：5.5%、5.4%程度の減衰を示していることである。その後、第3回目も似たような傾向（Cs-134—0.943、Cs-137—0.946）となっており、逆に、第4回目はそこから4%以上増加している。そして、再び5回目においては2回目3回目のレベルには届かないものの再度減じている。

以上の第2回目以降の減衰と第4回目の増加と5回目の再度の減衰は、計数の統計的な揺らぎの大きさから考えると明らかに有意な変化¹である。例えば、Cs-134についての一回目と2回目を比較し、その差を計算すると $29193 - 27584.9 = 1608.1$ となる。脚注にある通り、ここでの 1σ の値は170.8であるので、この差

¹ 有意性の判断は、いわゆる統計上のずれがどの程度のものであれば標準偏差からのずれとして有意とみるかどうかというものである。そして標準偏差はシグマ $=\sigma$ によって示され、 1σ の値は、平均値の平方根によって与えられる。上記の場合Cs-134は初めの値が基準となりこれを平均値とすることになるので、29193の平方根を求めることになる。その値は170.8である。つまり 1σ は ± 170.8 となり、 2σ は $\pm 170.8 \times 2$ となる。

通常 2σ の中に95.5%の測定値が含まれるとされ、 3σ では99.73%、 4σ で99.993%、 5σ 99.99994%となる。

つまり測定値が 2σ を超えて表れた場合には、その測定値は標準の測定では出てこない数値であり、何か別の要素をもって説明を要するということになる。それが有意性の判断ということにもなる。

は9 σ 以上の差ということになり、あまりにも大きく測定上の偏差ということでは到底説明できない。この点は Cs-137 でも同様に有意である。

東京都市大報告書の表下に描かれているグラフの表下に描かれているグラフからも、大きな変化は明瞭であり、A 試料 (パウダー入り) のデータがこのように大きな変化を示しているのは 何かの放射線強度に影響を与える何らかの現象存在を前提にしなければ説明はできない事象である。

これについて、原研は「高純度ゲルマニウム検出器を用いた γ 線測定装置で放射能測定を行った結果、汚染土壌へのナノ純銀パウダー混入の有無に限らず、土壌に含まれるセシウムの低減効果は認められませんでした」(乙 18・9 枚目) というのみで、上記の事象を分析し、統計的にどの程度の有意性を持った結果だったかを全く検証しようとしていないし、その事象を説明しようとする姿勢がまったくみられない。この姿勢は、まさにナノ純銀の効用を認めたくない姿勢の端的な表れとみるべきなのである。

4 「ゼオライト混入」土壌問題について

乙 18 の原研資料には、追加試験の試料について以下のように記載されている。

「前回試験では、ナノ純銀による効果を低下させる恐れのあるゼオライトが混入していた汚染土壌を使用していた。そのため、今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することとした。」

追加試験に用いられたとされる「d. 未処理の汚染土壌」は前回試験に用いられたものである。つまり原研の表現を前提にすれば、かかる土壌は「ゼオライトが混入していた」ものということになる。

しかし、「今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することとした」と述べていながら、対象としては「d. 未処理の汚染土壌」そのままを使用したとしかみ

えない。この土壌からゼオライトを除去する手続きが取られた形跡はまったくみられない（そもそも可能なのかもわからないが）。

つまり、原研はゼオライト混入のない汚染土壌を使用するといいいながら、結果としてゼオライト混入のある試料を使っているということになる。このような矛盾が明らかでありながら検査結果を報告しているのであって、かかる検査が真摯になされなかったことを端的に示していると言える。当該部分の信憑性については次項でさらに詳細に論ずる。

5 原研報告の信憑性について

今般乙 18 として提出された原研の文書にはいくつかの重大な疑義が存在する。

(1) 原告のもとには第 1 回の結果の数値のみの報告しかなかったこと

今般原研の調査に関連してさまざまな書類が提出されたが、これらのうち原告のもとに届いているのは、乙 18 の 10 枚目の数値に関する検査結果（甲 45）だけである。

従って、原告は当時から乙 18 が全体としてこのように存在していたかを確認しておらず、当時作成された内容そのものであるかについてその信憑性を判断できない。

(2) 「ナノ銀利用除染資材による測定について（追加試験条件）」と題する文書の改訂日とその内容に関する疑義

乙 18 として提出された「ナノ銀利用除染資材による測定について（追加試験条件）」と題する文書はもともと 4 月 17 日に作成され、5 月 23 日に改訂された文書として提出されている。

しかし、実際に原告にメールで報告されたのは、5 月 22 日改訂の文書であった（甲 47—なお、この文書は 5 月 22 日の串田氏のメールに添付されていたもので

ある一甲 46 の 5 月 22 日の串田氏のメール参照)。

この甲 47 と同じ題名の「ナノ銀利用除染資材による測定について (追加試験条件)」との文書が乙 18 にもあるが (同 11 枚目), 内容は大きく異なっている。対比のため本書に添付する (添付文書 2)。

一日違いの文書でしかも内容が以下に述べる重要な点で異なっているということは, 乙 18 が今回の裁判に至って作成されたとも考え得る。甲 47 は, そのことを示す重要な資料であることを指摘しておく。

① ゼオライト

5 月 22 日改訂の甲 48 と, 乙 18 の 5 月 23 日改訂版と最も異なっているのは, ゼオライトに関する指摘である。

5 月 22 日の改訂版ではゼオライトのことはまったく触れられていない。ところが, 5 月 23 日の改訂版で突然ゼオライト問題が指摘された。

串田氏と原告との間のメールの中でも 5 月 22 日午後に至るまでゼオライトのことにまったく触れられていない。

しかも, 原研串田氏からの 5 月 22 日付けのメールにもはっきりと以下のとおり記述されている。

「本件の概略手順は、①前回試験の「d. 未処理の汚染土壌」を 2 つに分ける。②一方の土壌に「ナノ純銀パウダー」除染資材を混ぜる。③もう一方の土壌は未処理。④測定は、大学側の都合で実施。⑤後日、測定結果説明と試料回収となるかと思えます。これまでの予定から『ナノ純銀パウダー』を使用すること以外は変更ない」(甲 46, 4~5 枚目)

ここにはゼオライトのゼの字もなく, 『ナノ純銀パウダー』を使用すること以外は変更ない」と明示されているのである。明らかに, 乙 18 の「ナノ銀利用除染資材による測定について (追加試験条件)」と題する文書は, 当時の原研の認識と

異なる内容が盛り込まれているということになる。

つまり、この5月23日改訂の文書は本裁判において、書き改められた文書である可能性が否定できず、この点からも原研の報告書の信用性が大きく減殺する事情ということができる。

② 150ppm ナノ純銀パウダー

5月22日の時点ではナノ純銀については濃度を示すppmの記載はない。しかし、乙18として提出された23日改訂版の文書にはppmが150として記述されている。

しかし、このナノ純銀パウダーを供給していた会社に確認をしたところ、そもそもナノ純銀パウダー製品として150ppmのものはなく、300ppmの製品のみが存在していたというのであって(甲48)、この原研の数字の信頼を疑わせる記述ということになる。

(3) 「初期値」問題はまったく改善されていない。

～「バックグラウンド測定」に関する記述の無意味さ

原告及び岩崎氏らが第1回の報告が出た後で、1回目の試験の最大の問題点が初期値の未測定にあることを指摘したことはすでに述べた通りである。

ところが、第2回目の試験においても初期値の測定はなされていない。これでは原告側からみれば、何のために第2回目をやったのかわからなくなってしまう。

しかも、原研がこの初期値の関する指摘を別の次元の問題と混同させているようにも見える以下の記述があり、この記述をみる限り、原研が測定に関して専門性を欠いているとみざるを得ない。或いは、原研は専門性をあえて発揮しないようにして測定をし、その結果を曖昧にしたとみることもできるのである。

原研の「ナノ銀利用除染資材による測定について(追加試験条件)」の文書の中

には（これは甲 48 にも同様の記述がある）、「汚染資材使用前のバックグラウンド測定は実施していなかった」とある。

バックグラウンド測定をするというのはこのような測定をする際の初歩というべきものであって、第 1 回目にこの測定が未実施であったということに驚くが、これは初期値よりも前の、試料がない状態での放射線量の測定、つまりバックグラウンド測定は、検査体制そのものの自然環境における放射線量を測っておくというものであって、それは初期値よりも前の段階の話であって、岩崎氏はこのことを指摘したのではなかった。ところが初期値を指摘したことを認識しながら、あえて原研はその指摘を無視して「バックグラウンド測定」のことを記述した。

ここにも、今回の測定において、正確な検証をしようとしていない原研の姿勢をみることができるのである。

6 放射線量低減効果のある技術に対する原研の姿勢について

(1) 新規の除染技術を排除しようという原研の姿勢～他事例の紹介

原告がナノ純銀による除染技術の検証を求めていたのと同じ時期に、ほかにも水処理プラントメーカー「ネイチャーズ(株)」の前社長が、特殊な高濃度オゾン水の強力な酸化力により、セシウム 137 を、建物や道路、土壌や森林など対象物から溶出させ洗い出すという内容の除染技術を開発し、原子力機構が国の委託を受けて行う「平成 23 年度除染技術実証試験事業」に、ネイチャーズ(株)にて、応募し、実証試験を実施しようとして試みていた。ちょうど、本件で問題となっている時期に重なる、平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月頃に起きた事件であり、結局、原子力機構の技術責任者は、①新技術の最終段階の実証試験を中止させる、②データをねつ造し、「新技術は高圧水洗浄と同程度の除染効果しかなく、コストが高い」という不当に低い評価を公表する、③ネイチャーズの役員に働きかけて前社長を代表者から解任させる、という露骨な妨害行為を行ったため、前社長が原研を相手取って損害賠償請求と名誉棄損に基づく謝罪広告を求めて提訴したと

いうのである（東京地裁平成 24 年(ワ)第 19975 号事件—甲 49）。ここに記述された妨害行為の中心になっているのが白鳥氏である。

この事件の内容と、今般の原告が求めたことに対する原研の応答ぶりとは非常に似通っている。時期的にも完全に一致する。

この事件の原告の訴訟代理人は、訴訟の中で大よそ次のような内容を指摘している。

“被告（注；原研のこと）は、平成 23 年度除染技術実証試験において原告が会社代表かつモルクラスターオゾン水開発者として実施した株式会社ネイチャーズでの各種構造物実証試験結果を適正に評価せず、不当にモルクラスターオゾン水の除染効果を過小評価などしたうえ、試験結果全体をゆがめて低評価し、これらを事実であるかのように報告会で発表して、原告の名誉を著しく傷つけるとともに、被告が国から委託を受けた福島原発事故による放射能汚染に対する新除染技術の発掘業務を怠り、現時点で最有力の除染技術であるモルクラスターオゾン水による除染技術を社会に公開することを妨げた”

ここに記述されている内容はまさに、ナノ純銀と置き換えても同様のことが言える状況である。

いずれにしても、原研にとって上記事件の技術も、本件原告のナノ純銀の存在も疎ましいものでしかなく、真っ当に正面から評価しようとする姿勢がないばかりか、その存在が世に明らかになることを妨害しようとしていることがわかるのである。

(2) 原研の姿勢を示す他の事例

～高速増殖原型炉もんじゅに関する文部科学大臣に対する勧告

原子力規制庁は、平成 27 年 11 月 13 日に、高速増殖原型炉もんじゅに関して、

文部科学大臣に対する勧告を提出した（甲 50）。

その中で原子力規制庁は厳しく原研を以下のとおり批判した。

「機構については、単に個々の保安上の措置の不備について個別に是正を求めれば足りるという段階を越え、機構という組織自体がもろじゆに係る保安上の措置を適正かつ確実にを行う能力を有していないと言わざるを得ない段階（安全確保上必要な資質がないと言わざるを得ない段階）に至ったものとする。もとより、原子炉を起動していない段階ですら保安上の措置を適正かつ確実にを行う能力を有しない者が、出力運転の段階においてこれを適正かつ確実にを行うことができるとは考えられない。」

これらの報道は、原研の存在意義そのものが問われているものということができる。その組織としての根本的な存在意義であるところの原子炉の保安上の措置についても適正かつ確実にを行う能力を有しないということであるから、除染技術の評価についても適正かつ確実に評価しようとしなかったし、かえって(1)で紹介した事件同様、その新技術は原研にとって無用でありかえって邪魔物としか映らなかったものであって、まさに乙 18 はそのような姿勢に基づく検査の結果としか言いようがないのである。

以上

(別添1)

甲第 45 号証

ナノ銀利用除染資材による測定について

a 土壌+ナノ銀コーラゲン

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 40	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		602	315303954	1800	316085325	1200	322082408
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		60,067	61,908	182,068	62,746	121,718	63,268
Cs-137		75,100	89,066	226,823	89,910	151,620	90,184
K-40		38	670	122	719	62	547

b 土壌+ナノ銀骨炭

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 50	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		601	315202739	1800	316092720	1200	322084730
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		44,919	45,290	135,940	45,771	90,009	45,709
Cs-137		55,353	64,161	166,388	64,374	110,139	63,941
K-40		32	547	100	570	72	616

c 土壌+ナノ銀コーラゲン+ナノ銀骨炭

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 40	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		611	315204042	1800	316100140	1200	322090954
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		49850	42833	147678	43066	98803	43457
Cs-137		62276	61573	182234	61122	123622	62219
K-40		36	535.24	122.9	612.7	90	672.87

d 土壌のみ

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 40	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		601	315205212	1800	316103446	1200	322102148
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		54,967	62,356	164,404	62,328	109,119	62,396
Cs-137		66,988	87,445	203,365	88,873	135,407	88,595
K-40		43	834	129	833	72	700

e 土壌+水

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 40	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		1800	315210428	1800	316110831	1200	322105138
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		173,904	59,805	173,286	59,717	115,549	60,067
Cs-137		215,924	85,587	216,959	85,604	144,445	85,917
K-40		123	726	129	760	86	760

f 土壌+骨炭

Wt.(kg) 充填高U-8	0.1 50	1回目測定		2回目測定		3回目測定	
		測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間	測定時間sec	測定開始時間
		1800	316082023	1800	316114257	1200	
		counts	Bq/kg	counts	Bq/kg	counts	Bq/kg
Cs-134		133,225	44,855	133,325	44,895	89,140	45,272
Cs-137		165,194	63,911	165,560	64,054	110,333	64,054
K-40		113	644	108	613	86	737

【測定日】 1回目:3月15日、2回目:3月16日、3回目:3月22日

(別添2)

ナノ銀利用除染資材による測定について(追加試験条件)

平成24年4月17日

5月23日改訂

○追加試験の経緯

4月16日依頼者(ホテル館)、大学面談(JAEA同席)時に、依頼者側より次の申し出があった。前回試験に使用した6試料は均一な土壌であるとして、除染資材施用前のバックグラウンド測定は実施していなかった。しかし、少なからずとも差があると考えられるため、「d. 未処理の汚染土壌」を2つに分け、一方に新たに除染資材を施用して測定することにより試料の不均一性を検討するためのデータを取得する。

○測定試料

~~前回4月15日付は試験要領6種の測定試料(a~eは除染資材による総量変化確認用の試料、d~fは除染資材効果の比較検討用の試料。)のみを、「d. 未処理の汚染土壌」を使用する。「e. 汚染土壌に【水】を噴霧したもの」を準備とする。~~

前回試験では、ナノ銀による効果を低下させる恐れのあるゼオライトが混入していた汚染土壌を使用していた。そのため、今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することとした。

○前処理

[試料]

- ①汚染土壌を秤量する(約50g)。
- ②ナノ純銀パウダー(タルク(ろう石 約1 μ m)にナノ純銀を担持(150ppm)したもの)を汚染土壌に適量混ぜる(約3g)
- ③全体が均一になるようによくかき混ぜた後に、汚染土壌をUS容器に詰てる。ふたをし、密封した後、識別のために容器に試料名などを記載する。

○前処理、測定等の手順

- (1) 前処理の実施(場所: 東京都市大学 原研 5月23日(水)10:00~)
機材準備: 汚染土壌、除染資材、トレイ、秤量天秤など
- (2) 測定の実施(場所: 東京都市大学 原研(川崎市正禅寺))
[1試料あたり約30分。2試料で1時間。]
[試料(パウダー入り)]の測定実施 [5月23日(水)].
[試料(パウダーなし)]の測定実施 [6月1日(金)].
- (2) 測定試料の回収・移送(場所: 東京都市大学(川崎市) ⇒ ホテル館)
6月1日(金)

以上

乙
18
の
も
の

ナノ銀利用除染資材による測定について(追加試験条件)

平成24年4月17日

5月22日改訂

○追加試験の経緯

4月16日依頼者(ホテル館)、大学面談(JAEA同席)時に、依頼者側より次の申し出があった。前回試験に使用した6試料は均一な土壌であるとして、除染資材施用前のバックグラウンド測定は実施していなかった。しかし、少なからずとも差があると考えられるため、「d. 未処理の汚染土壌」を2つに分け、一方に新たに除染資材を施用して測定することにより試料の不均一性を検討するためのデータを取得する。

○測定試料

前回3月15日付け試験要領 6種の測定試料(a～cは除染資材による線量変化確認用の試料。d～fは除染資材効果の比較検討用の試料。)のうち、「d. 未処理の汚染土壌」を使用する。「e. 汚染土壌に【水】を噴霧したもの」を予備とする。

○前処理

[試料d]

- ①汚染土壌を2分割し、秤量する(試料d-1、試料d-2)。必要に応じて、[試料e]を加える(測定に必要となる量を追加する)。
- ②[試料d-2]をトレイ等に薄く広げる。
- ③ナノ純銀パウダーを汚染土壌に適量混ぜる(???)
- ④全体が均一になるようによくかき混ぜた後に、汚染土壌をUS容器に装てんする。ふたをし、密封した後、識別のために容器に試料名などを記載する。

○前処理、測定等の手順

- (1) 前処理の実施(場所: 東京都市大学 原研 5月23日(水)10:00～)
 - 機材準備: 汚染土壌、除染資材、トレイ、秤量天秤など
- (2) 測定の実施(場所: 東京都市大学 原研(川崎市王禅寺))
 - [1試料あたり約30分。2試料で1時間。]
 - [試料d-2]の測定実施 [日時 調整中]。
 - [試料d-1]の測定実施 [日時 調整中]。
- (2) 測定試料の回収・移送(場所: 東京都市大学(川崎市) ⇒ ホテル館)

以上

別紙【ナノ銀に関する名誉毀損行為】

番号・投稿 日時（平成 26年）・甲 号証の箇所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述（※本文中の「...」は、途中省略の 意で、原告代理人が記載した。）		
	手段	投稿者	本文
A①2/22 甲 1-135	Facebook	被告	区の職員がこんなインチキまがいのことをしてよいのか？—— と思いました。#板橋区 #ホテル http://ameblo.jp/la-inari/entry-11269315544.html 『阿部宜男先生出演動画・放射能除染に成功Ⅱ』 Ameblo.jp 阿部宜男戦線出演動画放射能除染に成功Ⅱ—ナノ純銀除染法 は、本物です...
A②2/22	Facebook	被告	松崎いたる 小笠原さん、どうぞ 私にはインチキにしか見え ないのです (小笠原敦子 ナノ銀のことがですか?) 松崎いたる そうです...
A③2/23 甲 1-134 甲 2-17	Facebook 及び Twitter	被告	信じてきたものを、インチキと認めるには時間と勇気を必要と することは認めなくてははいけません。#ナノ銀除染
A④2/23 甲 2-17	Twitter (リ ツイート)	被告(不 明者の リツイ ート)	RT@toudengeorge: 阿部宜男氏とそのお仲間の「研究は」なる ものを読んで頭を抱えましたわ。「ナノ純銀粒子で常温核融合が ...」という辺りになるとカルト臭がプンプンしてきたし、信奉 者の教義とグルへの護教具合も読み取れ、嫌々な気分が満腹に なりました。物理法則を無視する理論は承服しかねます。
A⑤2/23 甲 2-17	Twitter (リ ツイート)	被告(前 田 道信 のリツ イート)	RT@mixonb: 誤「インチキまがいのこと」 正「インチキ」 RT @itallmatuzaki: 区の職員がこんなインチキまがいのことをし てよいのか？——と思いました。#板橋区 #ホテル http://t.co/NgAXLyGSA7 http://t.co/F1DIndL...
A⑥2/27 甲 2-17	Twitter	被告	「放射線を別のエネルギーに変える」という阿部宜男氏の説明 からすでにナノ銀除染なるものはインチキ @sengakut
A⑦3/2 甲 2-16	Twitter (リ ツイート)	被告(ゆ ーくぼ のリツ	RT@yu_kubo: 阿部宜男氏がナノ純銀除染というニセ科学に関 わってきたことや福島県浜通りに外から持ち込んだホテルを放 して遺伝的多様性を破壊しようとしたことも合わせて報じたほ

		イート)	うがいい。 / “東京新聞:ホテル館の灯消えそう 「幼虫確認2匹...” http://t.co/SL...
A⑧3/2 甲 2-16	Twitter (リツイート)	被告 (Koku uHatud enのリ ツイー ト)	RT @breathingpower: 放射能の被害を大きくするインチキ除染は、福島県から出て行って下さい。(参考まとめ: http://t.co/aBLN9UWnbg) RT @koduck1963: 福島民報 11月19日 読者投稿欄 http://t.co/BAX3TjM...
A⑨3/3 甲 1-130 甲 2-16	Facebook 及び Twitter	被告	もっともらしいことを書いていますがインチキ技術です。「ナノ銀除染」なるものにご注意を! 「電氣的振動により放射線のエネルギーをエネルギー変換し無害なものとする」なんてことはありません。... http://t.co/ARUTnMC6TF
A⑩3/7 甲 1-127 甲 2-15	Facebook 及び Twitter	被告	板橋区ホテル生態環境館に行ったら「ナノ銀担持骨炭」の手書きラベルが貼られたケースが捨てられていた。 ナノ銀で放射線が無力化、除染されるということはありません。 区の施設でインチキ研究がおこなわれていたことは本当にはずかしい。 http://t.co/yiriduiGVI
A⑪3/23 甲 2-14	Twitter (リツイート)	被告(国 家百年 の計の リツイ ート)	RT @nihonboyaki: 東京都板橋区環境課が運営する「ホテル生態環境館」(阿部宣男館長)については、公務員であることの疑惑。博士号の取得の疑惑; 特許無効の疑惑。除染研究のでっち上げ疑惑。ホテル水路の成功記載のうそ疑惑。各大学との共同研究疑惑。 など多数あり。ネット検...
A⑫3/28 甲 2-13	Twitter (リツイート)	被告 (HAL のリツイ ート)	RT @hal_hal8999a: トンデモが一つ排除されたようで目出度い。福島のためにもホテルのためにも→@itallmatuzaki ナノ銀除染を主張していたホテル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.co/Ylo6Qw44jt...
A⑬3/29 甲 2-13	Twitter (リツイート)	被告 (OMI ZU Tの リツイ ート)	RT @kap_tw: あら、首になっちゃた。そりゃそうだよな。だけどトンデモの事とあの施設の存続問題は別だな。トンデモな施設でなければあってもいいかな。“@itallmatuzaki: ナノ銀除染を主張していたホテル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.c... https://twitter.com/itallmatuzaki
A⑭4/7 甲 1-102 甲 2-11	Facebook 及び Twitter	被告	ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。ホテル飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご

			注意ください。RT放射能除染に成功II.wmv: http://t.co/Mx8ZjXvSF8
A⑮4/8 甲 2-11	Twitter	被告	こんなもので放射線は無害化できないから、だまされないでね。 #ナノ銀 #インチキ。
A⑯4/8 甲 2-11	Twitter	被告	板橋区ホテル生態環境館でおこなわれていた「ナノ銀除染」なるインチキ研究にも、調査のメスを入れなければなりません。 費用はどうしたのか? 本来業務のホテル飼育に影響は?
A⑰4/10 甲 2-10	Twitter	被告	区の職員が「ナノ銀で除染」などと、とんでもないインチキを言い出したとき、気づいていた区議もいた。あのときにストップできなかったことは反省しなければならない。
A⑱4/7 甲 1-102	Facebook	被告	ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。ホテル飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。
A⑲4/28 甲 3-36~	ブログ	被告	板橋区 ホテルの闇 (5) 0.5 マイクロシーベルト/時でホテルは光らなくなるのか? 元職員とその代理人は、それでも「ホテルは0.5μシーベルト/時でホテルは光らなくなる」と主張し、元職員への断罪を「大熊町の『希望の光』を奪う」というのですが、いいかげんで、科学的根拠もない話で、原発事故の被害者であり、いまま放射能の災禍とたたかう大熊町の人たちをダマした元職員こそ、「希望の光」を奪っているのではないのでしょうか? 元職員による放射能、「研究」は、さらに「ナノ銀で放射線を低減させる」というトンでもないインチキにひろがっていきます。 http://itall.exblog.jp/20630080/
A⑳5/1 甲 3-28	ブログ	被告	板橋区 ホテルの闇 (6) 「ナノ銀で放射能除染」というインチキ“科学”のはじまり
A㉑5/4 甲 3-27	ブログ	被告	冷静に科学的な思考、論理的な思考を働かせれば「ナノ銀で除染」が、いかに科学的根拠にとぼしい「トンデモ科学」「インチキ」の類であることは理解することができます。
A㉒5/6 甲 1-66, 同 68	Facebook	被告	・残念ながら「信者」以外は誰も確認していません。再現性が確認できないものは「科学」とはいえません ・板橋区ホテル生態環境館の元職員のツイッター上の発言はほとんど削除されていますが、ここで「人気」発言が読める。ナ

			ノ銀除染のウソはほんとうにヒドイ http://ja.twtrland.com/profile/hotaru_abe
A②5/19 5/20 甲 1-41~ 43	同上	被告	5/19 いまだに、こんなバカげたインチキを信じて抜けようとする行為は「犯罪的」です。 「施設の裏の土を持ってきて計測します。ヨウ素131とセシウム134、137を合わせると3.25マイクロシーベルトもありました」など阿部宣男氏は著書で書いていますが、区立小学校の隣接地である(ホテル銅育)「施設」でそんな高い線量が計測された事実はありません。核種を峻別できる機器はホテル館にも板橋区にもありません。 高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいたら線量が下がったなどというウソをふりまくのはやめてほしい。 5/20 追試するにも、まともな実験自体されていない。ホテル館は放射線を扱える施設でもない。ナノ銀が「世紀の大発見」などというのは詐欺に等しい。 西ヶ谷さん、「ナノ銀除染」あるいは「ナノ銀で放射線低減」は、科学的根拠がないにも関わらず、「ナノ銀溶液」「ナノ銀担持骨炭」などとして商品化され、販売されるなど、「実害」もすでに出ています。「板橋区のホテル館が開発」などと区の信用が宣伝にも使われています。こうした詐欺的商法の拡大を食い止めることは、区議会議員としての責務のひとつです。西ヶ谷さんもインチキ科学、インチキ商法の被害者を増やさないようにご協力をお願いします。
A②6/13 甲 1-34	Facebook	被告	ナノ銀が「放射能のエネルギーを奪い取ります」なんていう現象はこの世に存在しません。 幼稚な虚言です。
A②7/28 甲 1-20	同上	被告	きのうときょう、福島原発の汚染水対策について学ぶ。問題の深刻さを理解するにつれ、「ナノ銀で放射能を低減する」というデタラメなたわ言の罪深さを痛感しています。
A②8/8 甲 1-13~ 14	同上	被告	こんなデタラメを「科学」とは呼ばせない。銀をまいただけで放射性物質の「エネルギー変換」なんてことが起きたら、物理の法則はメチャクチャだということです。
A②8/10	同上	被告	バカげたインチキの「追試」など、時間とお金の無駄遣いだけ

甲 1-15			でなく、放射能に不安を感じている人たちを感わずだけです。
A② 12/23	同上	被告	ニセ科学、インチキ科学を「インチキだ」と警告すると罰せられるとしたら、おかしな世の中だ。オレオレ詐欺の電話を受けた人に「もしかしてホントに息子さんかも」なんていうことがどんなに危険か、誰にでもわかるはずだ。
A③ 12/27	同上	被告	ナノ純銀に STAP を嘲笑う資格はない
A④ 12/30	同上	被告	放射能が消せるクスリがあったらいいと思いませんか？ あったら汚染水 の問題などすぐに解決できるのに…。でもそんなクスリはどこにもありません。どんなに「研究」しても無理です。「ある」という人がいたら無知かベテネ師です。
A⑤ H27/1/11	同上	被告	「溺れる者は藁をもつかむ」というけど、ロープや浮き袋があるのに、溺れている人に藁を差し出すのは、犯罪的だと思う。ニセ科学、ニセ薬って…。
A⑥ H27/1/22	同上	被告	板橋区ホテル館の阿部宣男・元職員の根拠のないウソ話に日本大学工学部長までだまされていたようです。闇は深い。
A⑦ H27/2/15	同上	被告	ナノ純銀で放射線低減」というニセ科学が政治家に取り入れた瞬間
A⑧ H27/2/21	同上	被告	飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」
A⑨ H27/2/26	同上	被告	インチキ除染にご注意を！ ナノ銀で放射能、放射線は低減できません
A⑩ H27/3/24	同上	被告	放射能は消すことはできません。板橋区ホテル生態環境館が、このようなニセ科学、インチキ科学の発信地になってしまったことを究明すべきです
A⑪ H27/4/3	同上	被告	ファブリーズでも除染できそうですね RT @a_ijjimaal: @konamih 訴状の p.8、「ナノ銀拮抗物質をとおして菌が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないか」って、論理の飛躍がすごいですね

以上